

【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について — 経済産業省・中小企業庁 —

～中小企業・小規模事業者等を対象とした、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための固定資産税の軽減措置のご案内～

★固定資産税が最大3年間ゼロ！

Universal Robots はメーカーとして生産性向上要件証明書の取得を行っておりますので、是非ご活用下さい

★どのような軽減措置ですか？

この計画は、新たに導入する設備が所在する市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

「先端設備等導入計画」の内容

中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

★どのような要件を満たした場合に適用されますか？

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

【認定を受けられる「中小企業者」の規模】

業種：資本金の額または出資の総額または常時使用する従業員の数

- ◆ 製造業その他：3億円以下または300人以下
- ◆ 卸売業：1億円以下または100人以下
- ◆ 小売業：5千万円以下または50人以下
- ◆ サービス業：5千万円以下または100人以下

<政令指定業種>

- ◆ ゴム製品製造業*：3億円以下または900人以下
- ◆ ソフトウェア業又は情報処理サービス業：
3億円以下または300人以下
- ◆ 旅館業：5千万円以下または200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

【対象者】

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の11111子会社を除く）※1
(※1市町村によって異なる場合あり)

【対象設備】

- ◆ 機械装置・器具備品などの償却資産
 - ※ 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ◆ 事業用家屋
 - ※ 取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ◆ 構築物
 - ※ 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

【その他要件】

生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと

【特例措置】

固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（※3）に軽減
（※3市町村の条例で定める割合）

【適用要件の詳細は以下をご参照下さい】

- 中小企業庁のHP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei.html>
- 適用手続きについて
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200924seisansei.pdf>
- 先端設備等導入計画策定の手引き
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200601seisanseiSentan.pdf>

※ 「**先端設備等導入計画**」の **計画申請・計画認定** につきましては
各市町村にお問い合わせ下さい。

※ 「**生産性向上要件証明書**」の **Universal Robots** につきましては
弊社までお問い合わせ下さい。

エヌシーオートメーション株式会社
〒461-0004
名古屋市東区葵2-12-1ナカノビル3 F
TEL : 052-931-0660
URL : <https://www.ncauto.co.jp/item/ur/>